

平成27年度第8回協働事業評価会（第5回協働支援会議）

平成28年1月22日（金）午後2時00分

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、伊藤委員、井下委員、
加賀美委員

事務局：地域調整課長、小宮山協働推進主査、高橋主任、勝山主事

久塚座長 定足数に足りています。手元に、資料がありますので、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 では、資料の確認をさせていただきます。まず次第がございまして、その次に、資料1、協働提案事業の実施内容の変更（新宿スポーツ環境推進プロジェクト）のものです。資料2-1として評価コメント（案）新宿スポーツ環境推進プロジェクト、資料2-2は、評価コメント（案）で、商店街ホームページ活性化事業のものです。資料3としまして、平成27年度新宿区協働事業評価報告書（実施1年目）（案）をつけてございます。資料4として、NPO活動資金助成 適正な事業の選定に向けての審査方法についてとなります。資料5は、NPO活動資金助成 「各種要件・基準」「申請～審査の流れ」になっております。資料6は、NPO活動資金助成の事前チェックシートとなっております。資料7は、平成28年度協働推進基金NPO活動資金助成実施要領兼手引き（案）となっております。資料8は、平成27年度NPO活動資金助成実施事業 事業内容変更についてです。参考資料として、NPO活動資金助成審査委員講演会周知用チラシをつけさせていただきます。

以上になります。

久塚座長 では、一つ目の議題で、評価会に関係するものなのですが、実施内容の一部変更についてということです。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料1になります。今年度から事業を始めております新宿スポーツ環境推進プロジェクトにつきまして、2年目の28年度の事業内容を一部変更したいとの申し出がありました。資料1にありますように、提案当初は、子供を対象としたスポーツ体験事業、支援事業が2カ月に1回で年間6回、指導者や保護者を対象としたセミナー事業も2カ月に1回で年間6回、合計で12回を予定していたところですが、これを、スポーツ体験事

業を年8回、セミナー事業を年4回で、合計12回に変更したいということです。金額につきましては、どちらの事業も同額を予定しているため、変更はありません。

今年度、スポーツ体験事業を年間12回の予定で開催しておりまして、好評であり、需要も多く、回数がある程度確保し、1回に複数の種目を実施することで、課題提起した子供がスポーツを楽しめる場や機会の創出を実現できるということで、気候や学校行事で参加者が少なかった時期を避けて、年間8回、4つのプログラムを2回実施するということです。保護者と指導者向けのセミナーは、スポーツ体験事業に参加した子供の保護者を積極的に取り込むため、スポーツ体験を実施する4つのプログラムと連動する内容で、年間4回の開催とし、内容の充実を図るということです。

来年度、このような形でお願いしたいと思っておりますので、よろしいか、お伺いします。それでは、お願いします。

久塚座長 変更内容は、先ほど説明があったとおりで、簡単にまとめたものが、当初と変更後の表となっています。予算額には変更がないということに、既にも実施したことを踏まえて、より効果的なものというように考えて結果だろうと思っておりますけれども、このような変更したいという申し出がありましたけれども、よろしいですか。

宇都木委員 また1年やってみて、またもとへ戻すということもあり得る。

事務局 3年目はまた違ったプログラムを考えておりまして。

宇都木委員 だから、これだけでいいんだ、単独なんだ。

事務局 はい。単独で2年目に関してだけということです。

久塚座長 宇都木さんから確認があったことを踏まえて、単発の、これだけの変更ということになりますので。みなさん、変更についてはよろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 はい。では、実施者のほうには、結論について手続をきちんととってください。よろしく願いいたします。

では、2つ目ですけれども、評価報告書について、前回議論してたくさんご意見をいただいたかと思うのですが、評価コメント(案)について、今から事務局が説明いたします。では、お願いいたします。

事務局 資料2-1と2-2になります。

12月18日の第7回評価会でご意見をいただいてまとめたものを年明けに皆様にメールでお送りし、ご確認いただいた中から修正した部分を赤と青の見え消しで示したものが

資料2-1と2-2のコメント（案）になります。資料3の評価報告書（案）の8ページ以降が、修正を反映した最終案となっております。本日、この会議の中で、ご確認いただき、コメントを確認していただいて、評価報告書にまとめ、2月9日に区長に提出したいと思っております。それでは、よろしく申し上げます。

久塚座長 まず資料2-1のほう、ホチキスどめで2枚ですけれども、総合評価コメント、赤字と青字。「必要になると考えます」ではなくて「必要です」と。

それから、2つ目のブロックは、主には動詞を名詞に変えているというしまりのある文章に、「スポーツとの出会い」、あるいは「苦手意識の克服」。「克服する」というのを名詞に変えて「克服」、こういう形になります。

それから、2枚目、「実施されており」。「開催」ではなくて「実施」という言葉に変えています。

それから、⑦「改善を目指している」。それから「アンケート内容」、という指摘があったことを踏まえて、赤字が最終案でございます。

資料2-1については、よろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 では、資料2-2に移ります。資料2-2は、1カ所だけが、「共有も」から「共有を」という形になります。これもよろしいですね。

各委員 はい。

久塚座長 では、それを反映したものが資料3という説明でよろしいですか。

事務局 はい、そうです。

久塚座長 ということで、まだ「(案)」がついていますけれども、資料3というような形になって、これを2月9日にある会議で1時半から区長さんに報告書を手渡すという手順になります。よろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 今度は平成28年度のNPO活動資金助成についてというところに入りたいと思います。このNPO活動資金助成についての議論から、協働支援会議に移ります。先ほどまでが協働事業評価会だったのですけれども、こちらから協働支援会議になります。では、事務局、説明をお願いします。

事務局 協働支援会議のほうに移らせていただきまして、平成28年度の協働推進基金NPO活動資金助成についてというところへ入らせていただきたいと思っております。

まず、NPO活動資金助成について、前回の協働事業評価会の際に、来年度実施に当たっての検討事項としまして、適正な事業の選定と支払い方法の変更の2点についてご報告させていただきましたが、本日は、こちらについてご審議いただきたいと思っております。

まず1点目が、適正な事業の選定に向けての審査方法というところで、こちらにつきましては、18日の月曜日に、委員の方々へ事務局案としてメールで送付させていただきましたが、こちらの資料が本日の資料の4から6となっておりますので、こちらについて、ご説明させていただきます。

まず、今年度の検討事項としまして、区の助成事業としての適切性を確認する方法について、現在の助成申請の審査の流れを、審査の入り口と、審査の中身、審査の出口の各時点に分けて、それぞれの課題を確認させていただきまして改善案を検討させていただきましたのが、資料4となっております。

まず、審査の入り口では申請要件などについて検討しまして、次に、審査中のところでは審査基準や審査方法など、最後の審査の出口のところでは通過基準などの設定などについて検討させていただきました。それらの検討結果が右列のほうの改善案となっております。それらの改善案をまとめさせていただきまして、各時点の方向性として記載させていただいているのが、4の各時点の基本的な方針というところとなっております。

こちらの各時点の方針について、個別にご説明させていただきますと、まず審査の入り口のところでは、改善方針としましては、NPO法人が行う事業を助成することを目的としているため、入り口時点で限定することは適切ではなく、申請要件の変更は行わず、あくまでも審査において助成事業としての適切性を判断していただくことが適当であると考えました。次に、申請内容に疑義がある事業については、事務局から協議事項として支援会議のほうへ提案させていただきまして、適切性を判断してもらうことが必要と考えました。次に、読み取りやすい事業内容となるように、説明会や申請書の提出時に、事務局から団体さんのほうへ助言を行っていきたいと思っております。

次の審査中の時点のところでは、改善方針としましては、現行の審査基準は、区の助成事業としての適切性を判断するために各項目に分けて設定しております。そのため、助成要件、区の助成事業としての適切性を踏まえた上で、各項目、各審査項目を審査してもらうことが必要であると考えました。また、事前協議の場や、採点に当たっての説明の際に、事務局から各委員の方々へ、助成要件を踏まえた上で審査をしてもらうことを説明させていただきたいと思っております。最後ですが、「区の助成事業としての適切性」の確認のた

めに、後援名義の承認基準に準じた事前チェックを行うと書いてありますが、こちらの右のほうに「区の後援名義の承認基準」というものを参考として載せさせていただいておりますが、これらの各項目をチェックしていただいた上で、適切性というものを確認していただきたいと思っております。

最後に、審査の出口のところでは、採点に当たっての目安というものを事務局から提示させていただきたいと思っております。

これらの方針に基づきまして、平成28年度の改善案としてまとめさせていただいたのが、5番のところになっております。1つ目の案としましては、事前チェックシートにより区の助成事業としての適切性をご確認いただきたいと思っております。こちらの事前チェックシートというのは、本日の資料6になっておりまして、こちらのほうに3つの項目がありますが、これらは先ほどの区の後援名義の承認基準に準じて作成させていただいたものとなっております。後援名義というのは、区の応援という意味がある後援名義と比較しまして、助成事業のは、応援に加えて金銭的な支援というものを行う意味では、これらの基準についてはより厳格に厳守していただく必要があると考えておりまして、後援名義の承認基準というものを準用させていただいております。

こちらの事前チェックシートを用いた際の具体的な審査の流れについてですが、こちらが資料5のほうでご説明させていただきたいと思っておりますので、資料5をご確認いただきたいと思っております。「申請～審査の流れ」について、左側の列が変更の状況ということで、右側のほうが、今回の事務局案による変更内容となっております。助成申請受付後、目安としましては、第1回の支援会議の前に、各委員の皆様へ申請書類を送付させていただいていましたが、こちらの送付書類に加えて、事前チェックシートも、あわせて送付させていただきたいと思っております。

第1回の支援会議では、事務局から助成申請に当たっての審査方法やスケジュールなど、概要を説明させていただいております。

第2回の協働支援会議では、委員の方々に事前に資料を読み込んでいただいて疑問点等を共有する事前協議の場と今まではなっておりましたが、この際に、あらかじめ事前チェックシートのほうにチェックをいただきまして、そちらをお持ちいただいて、区の助成事業として疑義がある事業について、委員間で認識を共有していただきたいと思っております。また、こちらの事前チェックシートなのですけれども、参考としまして、今年度申請された団体さんの名称が記載しておりますけれども、今回、あくまでも事業としての審査

ということになっておりますので、事業の名前ということ載せてもいいのかなというふうに考えております。

事前協議で、区の助成事業としての適切性について委員間で認識を共有していただいた上で、採点を行っていただきたいと思っております。

また、採点項目の文言につきましても、先ほどのCが「どちらとも言えない」が6点で、Aが「大いに認められる」、Bが「どちらかと言えば認められる」、Dが「どちらかと言えば認められる」で、Eが「認められない」の5項目に分かれておりますが、こちらの採点項目の文言につきましても、修正する方向で検討させていただきたいと思っておりますが、こちらの採点項目の文言につきましても、協働事業提案制度の採点の評価と、現在、同じ評価の目安の文言で採点表のほうが使われておりますため、こちらのほうもあわせてご検討していただいたほうが比較もしやすいかと思っておりますので、次回の2月9日の支援会議の場で再度文言の案を出させていただきたく思いますので、協議をしていただきたいと思っております。

以上、事務局からの審査方法についての改善案となりますが、こちらの案について、協議させていただきたいと思っております。

久塚座長 事前チェックシートの下に注がありますけれども、「疑義がある事業について」というのは、団体についてはというふうになっておりませんので、事業としてどうなのだとことを考える場をつくって、委員がそれぞれ持っている基本的な情報を含めて、少し気にかかるなというところを出していただいて、そして、議論をする中で、審査の基準、点数を反映できるような仕組みをつくるということですから、登録団体、NPOに、はなからこれはだめだという話ではなくて、団体は団体として、支援された事業は一体どうなのかという対応の仕方ということになるということです。この点について、伊藤委員どうですか。

伊藤委員 事務局から説明がありましたが、まず最初の作業として、事前チェックシートを記入してみるわけだね。ここで何らかの疑問点、こんなところがおかしいのではないのと出てきた。要するにこちらに聞きたいということですよ。事務局というのはここと一体となって、この趣旨に合うかどうかということ、ある意味、整理しなければいけない仕事を担っている。その一つが、基準ということをして、ここの委員会に判断を出していただきたいというのが事務局の案ということですか。

事務局 はい。

久塚座長 申請されたものの中身が一体どうなのかという話を、申請窓口のところであまりやるという話ではないですよ。支援会議の場で判断を出してほしいということなのですよ。

衣川委員 衣川です。質問ですが、これを判断する会議を開いて、引っかかるかどうか決めて、それから採点する。会議が1回ふえるというような認識ですか。

久塚座長 事前協議の場でより認識を持つということです。今までも、これをやっているのです、各委員が。こういう紙がなくても、当然の前提としてやっておくべきことなのですよ、公の金を出すということは。

事務局 今回の改正案については、採点をするに当たって、区が助成すべき事業かを判断する上で各項目を採点していただいています。採点表だけ見ると、区が助成すべき事業かという視点が薄れやすいということがあったので、採点の項目以外に、こういった事前チェックシートというのを各委員さんにお配りさせていただいて、そういう視点も踏まえながら事前協議・採点していただきたいということを確認するためのシートとして今回提示している。27年度と28年度と大きくステップが変わる、やっている審査の仕方が変わるというイメージではなく、それをより形にしたというのが今回の改正案です。

久塚座長 だから、資料6は、資金助成の制度の大もとみたいなもの。お金を出すに当たって、こういうことでお金を出しますよと、それぞれの項目の審査というのは、その技術的なところの審査に近くて、どのお金を誰に出すという制度のもとに戻った考え方をもう一回かませてはどうか。意識化するとか、そういうことです。

宇都木委員 それは今までもそうなのだよ。それぞれの委員が基準を持って、こういう趣旨は反映されているわけでしょう。だから、それをもう一遍再確認しましょうというわけの話なのだと思うけれども。

久塚座長 みんなが同じぐらいに情報とか考え方を持っていれば。基礎情報とか、基礎の何かを共有しようということです。

私たちのする仕事というのは、随分はつきりしてきたので、それは通ることもあるかもしれないということを前提として、通ったにしろ、だめだったにしろ、どういう議論がなされたということと、結果的にどうなったと。その結果を踏まえて、ここが全体で了承したということが取ればいいということ。

このような事例は、みんなが共有しようよと。それで、これまでは事前チェックシート

というものはなかったけれども、そこで一回やりますかということをお聞きして、やるということにして、手続に入ったということですよ。

事前に、きちんと申請内容を読んでいただいて、それぞれの委員さんが、個別に非常によく知っている事例とか、あるいは疑問を持っている事例とかいうことがあると思いますので、そこを、判断というのはそれぞれの委員が持っている責任の範囲内ですけれども、どう投票するかは別にして、これについて教えてほしいというところは、事前にきちんと議論をいたしましょうと。

宇都木委員 だから、疑義があるような申請については、点数をつける前にみんなで1回議論しましょうということではないの。そのときに、幅がある議論があっているのだから。それは今までの審査と変わらない。

久塚座長 事前チェックシートの内容がひとり歩きする、形式的にそういうことがないように、NPO活動を促進するという趣旨に合った形での運用の仕方というのが求められるので、行政一般論とは少し違うかもしれないけれども、あくまで促進する事業に値するかどうかということをお判断するための材料であるというふうにお考えしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

関口委員 すみません。事前チェックシートの中身について質問ですが、今3項目に分かれています。例えば安全管理とか、個人情報の保護とか、他にも項目として考えられるものがあるではないですか。

事務局 安全管理とか、個人情報とか、具体的な項目というのは、事業によっていろいろあると思うのですが、具体的な項目を審査するに当たって、審査基準というのを設けていて、例えば安全管理という意味では、それは事業の計画にかかわってくるものがあるので、事業計画及びスケジュールが実現可能であるか。安全管理がなっていないものは、事業の実現が不可能と判断されると思いますので、そういった項目の中で、各委員の方々は、安全管理がどうかとか、ほかの部分はどうかとか、そういったものを考えながら採点を今までしていただいているのかと思います。

ただ、事前チェックシート自体は、特に様式が決まっているものではなくて、あくまでもこういった助成事業としての1つの目安として、今回、後援名義というところの基準というのを準用させていただいているだけです。

久塚座長 そう。だから、議論する中に、この3つ以外のところで発言をしたらだめだ

と封じられているわけではないですよ。だから、4つ目の基準として、「はい」と手を挙げて、これは、例えばこういう観点ならいいのではないですかとか、悪いのではないですかというのを、ここに発言していいわけではないですか。

宇都木委員 この文言を持ってきているのは、区の承認基準なのだよ。ここで作ったわけではないよね。それを準用してきているわけでしょう。それを変えるということは、おかしいことではない。

久塚座長 やっぱり、よって立つところは、NPO法と、新宿区のこの基準と、それから行政としてお金を出すという大もとですよ。それはNPO法にいかにか認められたことであっても、どうかとなっているのは。

宇都木委員 審査会で議論する話と、NPOを広く対象にして事業を募集するのと、そこは少し分けしてもいいのではないの。だから、NPOとしては、我々はこれが自分たちの主たる活動です、正当な活動ですと持ってきても、それが助成事業として一般的には通用しないねということであれば、それはもう受付のところで拒否されることも他ではあるだろうし。

久塚座長 そうしたら、今年度は、これを頭の中に全部入れられる人は入れていただき、入れるのが難しいという人は、事務局の用意した紙をそばに置いて、チェックをする

伊藤委員 事前に議論しようというのは、これはいいではないですか。いろいろな視点から意見を共有することもできる。それを踏まえてやればいい。この3項目が、絶対無二のものではなくて、具体的な助成事業の事例を、議論したときに、いろいろな考えがあれば、そのときに出して、みんなで議論してみると。

関口委員 すみません。この事前チェックシートという形でドーンときてしまうと、新任の委員の方も、すごくチャレンジングなNPOに対しての採点がすごく厳しくなるということを私は恐れているのですよ。NPOというのは、確かに、誰もが認める公益性の高いものをやっているものもあれば、すごく将来の社会課題に対して前進的に取り組んでいるNPOもあるので。そういうことを考えると、この「社会的な非難を受けるおそれ」とか、「政治的色彩」というのを過度に拡大解釈して、そういう方々に対しても不都合にならないような運用をしていただきたいということです。

伊藤委員 そうですね。だからそれはここできちんと議論する必要があるよね。

久塚座長 ずっと制度として残ってくる可能性はあるので、NPOの活動資金助成の趣旨と、新宿区がお金を出すという趣旨、そして新宿区がNPOを育てようというふうにか

えている大きな今の流れ、それから、日本のそういう流れがわかるような形での、この事前チェックシートの使い方になるような、何かそういうのが入るけれどもね。この事前チェックシートを使う趣旨は、あくまでそういう、これにかかったらアウトということではなくて、これの趣旨に沿った判定をする際に使いますよということが毎回伝わるようにしていただきます。

伊藤委員 もうちょっと言えば、考慮ね。審査に至っては考慮の項目に入れてくださいよという話なのだな。

久塚座長 今までだって、これがなかったときでも、それぞれの委員さんの持っている情報とか良識で、せっかくつくってきたわけでしょう。それをもとから崩すことが将来的に起こらないような運用の仕方を、表現方法なり、新宿区という趣旨に合った活用の仕方ができるようにしましょう。それでいいですか。

各委員 はい。

久塚座長 座長、委員を含めて、判断する際に、新宿区のお金とか、ご寄附として入ってきたものを使うことの趣旨を、NPO活動資金助成ということの趣旨であるとか、もっと大きく言えば、協働支援会議というものに託された使命との関係で、判断ということに込められた意味をよく理解していただくということに尽きるのだらうと思います。では、みんなで、そういうふうに向かっていきましょう。よろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 では、次の議題に入りたいと思います。NPO活動資金助成の手引きの案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。今回、資料7で手引きと実施要領をお配りさせていただきましたけれども、今回は、資料4から資料6で確認いただきました事務局案をもとに作成しておりますので、基本的な大きな流れというものは昨年度までと変更ありません。基本的には日程の変更になっております。

1点だけ、支払い方法の変更というところで、前回の会議で、事前に報告だけさせていただきましたけれども、こちらのほうが手引きの6ページの9番の「助成事業実施における注意点」というところです。来年度から概算払いということで支払い方法の変更をさせていただきます関係で、事業実績報告書の提出時に領収書を基本にご提出いただくというふうにさせていただきたいと思いますので、そのあたりの説明というものを網かけの部分で追加させていただきました。

また、手引きの後ろのほうに事業実績報告書の記載例が20ページから載っているのですが、そちらのほうに、1万円以上のものについても領収書を添付してくださいと今年度まではなっていたのですが、来年度からはこちらは基本的に全ての領収書の提出が必要になりますので、こちらの文言を削除する方向で検討しています。

あわせて、あと24ページに、「領収書の注意点」ということで記載させていただいておりますけれども、このあたりの記載内容が、申請団体のほうによりわかりやすくなるように、手引きのほうは事務局でも再度校正しながら、ぎりぎりまで検討して作成させていただきたいと思っております。

基本的な変更点はそのようなものになっております。本日は簡単に変更点のみご説明させていただきましたが、お目通しいただきまして、次回の支援会議では確定をさせていただきたいと思っておりますので、事前に、ご意見等がある方がいらっしゃいましたら、来週中ぐらいにメール等でご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

久塚座長 前回の会議から、変更するというのを反映させたということになっていきますので、よろしくお願いいたします。

各委員 はい。

久塚座長 では、最後に資料8を使って事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。資料8についてご説明させていただきます。今年度、NPO活動資金助成で助成しました事業なのですが、団体名がNPO法人自立化支援ネットワーク、事業名が区民の情報リテラシーの向上に資するタブレットとスマートホンの講座というのですが、事業内容のタブレット講座のほうが、日程が3回に分けて、8月、1月と、2月に分けていたのですが、これは8月と9月に行いたいということで事業の変更の申し出がありました。こちらの理由としましては、企業から2カ月間だけ無料でタブレットが貸借できるようになったということがありまして、助成金の金額が下がることと事業自体の内容の変更はなく、あくまでもスケジュールのみの変更となっておりますので、こちらについては承認させていただきまして、事後報告となってしまうのですが、今回、ご報告させていただきます。

久塚座長 経費節減できるとか、ある期間、無料でということになったので、そちらのほうに流していきたいということですが、いかがですか。

各委員 はい。

久塚座長 了承ということですので、お願いします。

今回の議題はこれで終了となりますので、事務局から次回の会議のアナウンスをお願いします。

事務局 はい。次回は第6回協働支援会議となりまして、2月9日の火曜日になります。1時半から区長に評価報告書を提出いたしますので、その5分前ぐらいに、区役所本庁舎の3階の区長室前にお集まりいただければと思います。よろしく願いいたします。

久塚座長 よろしいですか。それでは、本日は終了となります。お疲れさまでした。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —